十四第一項中「様式第六十三の十九の八」とあるのは「様式第六十三の三十一の八」と、第百十四条の四十五の十五第二項中「様式第六十三の十九の九」とあるのは「様式第六十三の三十一の九」と、第百十四条の四十五の十六第一項中「様式第六十三の十九の十」とあるのは「様式第六十三の三十一の十」と、同条第二項中「様式第六十三の十九の十一」とあるのは「様式第六十三の三十一の十一」と、第百十四条の四十六第二項中「様式第六十三の二十」とあるのは「様式第六十三の三十二」と読み替えるものとする。

（準用）

第百十八条　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の二十四第一項	第二十三条の二の二十三第七項	第二十三条の二の二十三第七項
（略）	（略）	（略）
第百十四条の二十五	第二十三条の二の五第十三項	第二十三条の二の二十三第七項
（略）	（略）	（略）
第百十四条の二十六第一項	第二十三条の二の五第十四項	第二十三条の二の二十三第八項
（略）	（略）	（略）
第百十四条の二十六第二項	第二十三条の二の二十三第七項	第二十三条の二の二十三第七項
第百十四条の二十八第一項	第二十三条の二の二十三第四項又は第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の三第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。）	第二十三条の二の二十三第六項
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第百十四条の三十三第一項各号列記以外の部分	第二十三条の二の五第八項	第二十三条の二の二十三第六項
第百十四条の三十三第一項第一号	第二十三条の二の五第一項又は第十三項	第二十三条の二の二十三第六項
（略）	（略）	（略）
第二十三条の二の五第八項	第二十三条の二の二十三第六項	

十四第一項中「様式第六十三の十九の八」とあるのは「様式第六十三の三十一の八」と、第百十四条の四十五の十五第二項中「様式第六十三の十九の九」とあるのは「様式第六十三の三十一の九」と、第百十四条の四十五の十六第一項中「様式第六十三の十九の十」とあるのは「様式第六十三の三十一の十」と、同条第二項中「様式第六十三の十九の十一」とあるのは「様式第六十三の三十一の十一」と、第百十四条の四十六第二項中「様式第六十三の二十」とあるのは「様式第六十三の三十二」と読み替えるものとする。

（準用）

第百十八条　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の二十四第一項	第二十三条の二の二十三第七項	第二十三条の二の二十三第七項
（略）	（略）	（略）
第百十四条の二十五	第二十三条の二の五第十五項	第二十三条の二の二十三第七項
（略）	（略）	（略）
第百十四条の二十六第一項	第二十三条の二の五第十六項	第二十三条の二の二十三第八項
（略）	（略）	（略）
第百十四条の二十六第二項	第二十三条の二の二十三第七項	第二十三条の二の二十三第七項
第百十四条の二十八第一項	第二十三条の二の二十三第四項又は第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。）	第二十三条の二の二十三第六項
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第百十四条の三十三第一項各号列記以外の部分	第二十三条の二の五第九項	第二十三条の二の二十三第六項
第百十四条の三十三第一項第一号	第二十三条の二の五第一項又は第十五項	第二十三条の二の二十三第六項
（略）	（略）	（略）
第二十三条の二の五第九項	第二十三条の二の二十三第六項	